資料３－２

意思疎通支援条例及び手話言語条例関連事業の実施状況を踏まえた今後の施策について

１　実施状況について

（１）条例の普及

・条例の概要等を紹介するホームページの開設（常設）
・パネル展の開催（本庁舎及び振興局で開催）
・パンフレットの作成・配布
・道民フォーラムの開催（平成30年度、全道６か所）
・道政（テレビ）番組での広報（H30年度）
・会議・研修等における条例普及

（２）情報保障について

・知事記者会見の手話付き動画の配信
・ミニ手話講座動画配信
・職員向け手話講座の開催（対象者２０名、全１０回）
　ミニ手話講座の開催（対象者５名、全４回）
・「イベント等での情報保障と配慮について」（動画作成）
・「障がいのある方への配慮と情報保障ための指針」の策定
　11月～印刷版を「イベント等での情報保障と配慮について」動画と併せて配布
　市町村、関係機関、民間団体、交通機関等へ配布
庁内掲示板（ネットワーク）を活用して、挨拶などの手話を紹介